

サニナビ

北九州



北九州市保健所
東部生活衛生課
広域食品指導係
小倉北区馬場 1-7-1
4 階
TEL 093-583-2048
FAX 093-583-2044

今回は、『食品の自主回収』についてご紹介します。要因は様々ですが、本市内でも度々発生していますので、皆さんの施設における管理体制を見直してみましよう！

1 自主回収とは…

自主回収とは、『製造者等の事業者（以下、事業者）が、食品衛生法の違反やその恐れがある製品を、**自らの判断で回収する行為**』のことです。

2 どんな場合に行うの？

一般的に、販売（卸）した製品が消費者に**何らかの被害を与える可能性がある場合**に行います。具体的には、異物混入や食品表示中のアレルギー表示漏れ、期限の誤表示等です。前段で示したとおり、あくまで**事業者自らが判断することになります**。

自主回収と回収命令

事業者自ら行う自主回収に対し、異常のあった製品の回収を行政が事業者に命令すること『**回収命令**』と言い、**事業者はその指示に従わなければならない**。

【回収命令】行政が、収去検査等で違反を感知した食品について、**食品衛生法（第五十九条）に基づいて製造者等に回収させる措置命令**。

3 具体的には何をやるの？

異常発生の恐れがある製品の**回収と廃棄**

棄を行います。被害拡大を防ぐためにも**迅速な対応が必要**です。

また、**食品衛生法（第五十八条）に基づき、行政庁（管轄の保健所）に対して「回収着手の旨」「回収の状況」を届け出なければならない**、これを行わなかったり、虚偽の届出を行った場合は、**罰則（五十万円以下）の罰金を受けることがあります**。

さらに、異常の原因を排除しなければ、その後の製品にも波及しかねないため、**原因の究明と排除も不可欠**です。

自主回収届の提出は…

行政庁への届出は、①書面の窓口持参と②インターネットのどちらかで行えます。

①様式は本市HPからダウンロード可。必要事項の記入と資料を添付して保健所窓口へ！！



②厚生労働省が運用している「食品衛生申請等システム」にて、必要事項の入力と資料データを添付して登録を！！



※詳細は保健所にお問い合わせ下さい。

4 事業者が負うべき負担

自主回収が発生した場合には、回収等の対応に要する「時間」や「費用」などの負担が生じるほか、『取引先や消費者から

の信用が失われる』など、事業者にとって**大きな損失となる**ことは間違いありません。

5 自主回収事案を予防しよう

安全な製品を安定的に製造するために、衛生管理を徹底しましょう。

また、製造に関係する記録や施設の衛生維持、従事者の体調管理の状況などの記録類を整備しておきましょう。「製造時の事故等異常の発生の有無」や「販売・卸先とその数量」などを把握しておくことで、**再発や被害拡大の防止を迅速に行うことができます**。

「食品表示法」関連の自主回収は、令和三年六月からの約五年間で四一七八件報告されました。

その大部分は、「**括弧表示ラベルの貼り間違いによる「アレルギー」を原因とするもの、ラベル記載のミスの原因とするもの**」を原因とするものでした。

いずれも人為的なミスによる可能性が高く、**ダブルチェック体制**が十分に機能していれば防げたかもしれません。

	ラベルの貼り間違い	ラベル誤入力・入力漏れ、印字機不具合	使用原材料の間違い	ラベルの貼り忘れ	その他	理由不明
アレルギー	1,571	268	176	61	59	294
期限表示	115	936		77	51	124
保存方法	5	91		3	2	25
個別的義務表示（食品毎の表示義務等）	17	23		1	11	5
その他	46	34		130	25	28

また、「食品衛生法」関連の自主回収は、令和三年六月から9ヶ月間で四六四件が報告され、その半数以上が、**製品の不良に関係したものでした**。（右下グラフ参照）



6 おわりに…

食品に関する事故は、故意に起こるものではありません。しかし、年間千件程度の食中毒が発生し、消費者を死に至らしめるケースも起きています。

まずは、「**他人事**」で終えず、「**自分事**」として意識を持ちながら、今一度、現行体制等の見直しを行いましょう！

要注意！

六月十六日付、**食中毒注意報**が発令されました。特に**温度管理**に注意し、食中毒発生を予防しましょう！



編集後記

今月の花は…というより葉は、クローバーです。四つ葉を見つけたらラッキー☆

サニナビのバックナンバーはコチラ！

